

特定非営利活動法人

静岡県就労支援事業者機構

就労支援の仕組み

国では、平成 18 年度から法務省と厚生労働省が連携し、保護観察又は更生緊急保護の対象者に対する就労支援を進めています。ハローワークでは、専門職員を配置して、保護観察所から依頼を受けた対象者への就職の相談・紹介を行っています。

民間の立場から支援する仕組みとして「都道府県就労支援事業者機構」があります。

静岡県機構は、法務省から「更生保護就労支援事業」を受託し、保護観察所、ハローワークなどと連携し、経済界、企業や個人の協力を得て就労支援を実施しています。

また、犯罪や非行などの事情を理解し、保護観察対象者等を雇用する事業者として保護観察所に登録された「協力雇用主」があります。

